

平成29年度  
文部科学省  
基礎研究医  
養成活性化  
プログラム  
採択事業

実践力と研究力を備えた

# 法医学者 育成事業

---

平成31(令和元)年度 活動報告書

---

## 学長挨拶



横浜市立大学学長

窪田 吉信

超高齢社会の到来、また社会の複雑化を受け、法医学者が必要とされる場面は解剖を通じた死因究明のみならず生体鑑定等にも広がっており、多岐にわたる社会の要請に応えられる法医学者の養成が急務となっております。かかる状況において、横浜市立大学が琉球大学、北里大学、龍谷大学との連携により申請した「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」が、平成29年度文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムに採択されました。

人材育成を大学の重要な責務の一つと考える本学は、地域・社会の様々な要請に応えながら地域社会への貢献に通ずるべく、法医学の人材育成を強力に推進していきます。

その取り組みの一つとして令和元年10月1日に臨床法医学センターを設置しました。当センターでは、公立大学であるという特性を生かし、行政と緊密に連携しながら、多種多様な社会的要請に対応していきます。人材育成対象者は、当センターにおいて実務教育を受けることにより、豊富な症例と実経験を積むことになります。また、本学では高いレベルの基礎研究が行われており、その研究スキルを法医学に取り入れることで学際的な研究手法の開拓にもつなげることができます。

本学は、この育成事業が、社会ニーズに合った優れた人材を輩出するためのモデル事業となるものと信じております。

## 事業 責任者 挨拶

法医学とは、裁判などで争点となる医学的事項に関して判断や助言をすることによって、法律の公正な運用を助けることを使命とする医学の一分野です。法医学は社会医学に分類され、特に「法医実務」を通しての社会貢献が求められます。法医実務の主軸は解剖鑑定であり、解剖によって死因や死に至る経緯を明らかにすることは、故人や遺族の権利を守るだけでなく、地域社会の安全、公共の福祉に寄与します。さらに、法医実務には児童虐待やDV被害者に対して行われる「生体鑑定」も含まれます。警察や児童相談所などからの依頼を受けて、被害者に認められる損傷の受傷機序や経緯を解明する手助けをしています。法医学が社会において果たす役割は大きく、それらは我々法医学者にとっての重要な責務であると自負しています。

一方、本邦における実働法医学者数は150人余とされており、国策である死因究明制度の推進のためにも即戦力となる法医学者の育成が喫緊の課題となっています。本プログラムでは、法医学者に求められる法医実務能力を身につけるために、多大学、多機関、多領域との連携を通して各種実践的なトレーニングを行うことを目的としています。本プログラムによってひとりでも多くの優れた法医学者を育成し、未来の法医学を支える法医学者となることを祈っています。

大学院医学研究科 法医学教授 井濱 容子

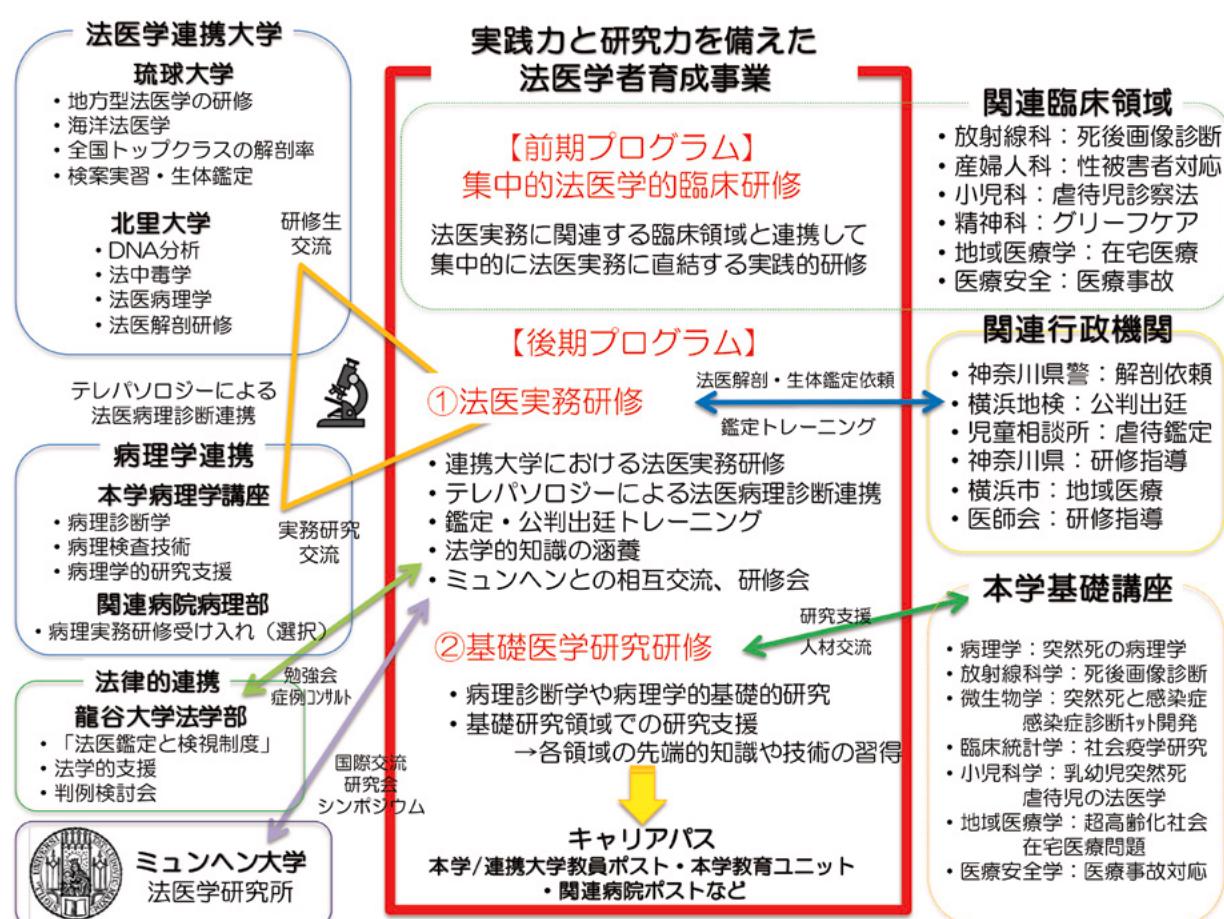
## 基礎研究医 養成活性化 プログラム概要

法医学者には、解剖や生体鑑定などを行う法医実務的な能力と、基礎研究医として法医学的な課題を探究する研究者としての能力が求められます。さらに、法医学が対象とする領域は幅広く、医学的知識はもちろん医療安全や法律的な知識、社会福祉への見識も必要となります。現在、これらの能力を持った即戦力となる法医学者を育成することが期待されています。

本プログラムでは、まず関連臨床領域において法医実務に関連する臨床的知識や技術を集中的に習得します。続いて、それぞれ特色のある連携大学での法医実務を通して、多くの法医学者に接して自身の将来像を描くことを目標としています。併せて、法医学者に必要な病理学的知識を習得するために本学病理学講座と連携し、遠隔病理診断システムの導入を推進します。また、警察や児童相談所と連携し、小児虐待事例などについて実践的なトレーニングを行うとともに、龍谷大学法学部やドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との相互交流を通して、グローバルで学際的な視点をもった法医学者養成を目指しています。

研究面では、例えば乳幼児突然死や感染症に関する研究、死後画像診断や法医実務からみた社会疫学的研究など、受講生の興味にあったテーマを推進するために、学内基礎・臨床講座と連携して最先端の研究技術を習得することとしています。

本プログラムによって法医実務能力と基礎研究能力をもったバランスの良い法医学者の養成を目指しています。



# Featured

## 法医鑑定に求められる法学に関するワークショップ

～刑事裁判における法医鑑定の役割～

令和元年12月14日、横浜市立大学附属病院臨床講堂において、基礎研究医養成活性化プログラムの一環として第3回ワークショップ「法医鑑定に求められる法学に関するワークショップ～刑事裁判における法医鑑定の役割～」を開催しました。今回のワークショップでは、法医学者に必要な法学的な知識を習得することを目的として、刑事裁判に詳しい法曹関係者をお招きしてご講演いただきました。

第1部ではまず、龍谷大学法学部教授で、弁護士でもある福島至先生から「法医学者のための法学的基礎知識」と題し、法医学者が法医鑑定を行い、証人として裁判に出廷する際の手続きや法的根拠について分かりやすくご講演いただきました。我々法医学者が意識している以上に、裁判の場では法医学者に対する専門家証人としての期待が大きく、鑑定人として公正中立であることを再認識して背筋が伸びる思いでした。

次に、千葉大学客員准教授で、弁護士でもある武市尚子先生からは「鑑定書、解剖レポートの記載・表現と法的評価について」というタイトルでご講演いただきました。講演では、先生の研究成果を基にして、鑑定書の記載方法によっては法曹関係者の印象が変化する可能性があるという興味深い事実をご提示いただきました。学会としての鑑定書記載に関する標準化などの対応が求められていると感じました。

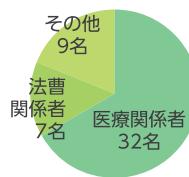
最後に、刑事弁護人の第一人者である神山啓史弁護士からは「刑事裁判における法医鑑定の意義」についてお話をいただきました。刑事裁判における法医鑑定の意義、鑑定書の記載方法、公判における証言などについて、実際の事例を提示しながらわかりやすく解説していただきました。当然のことながら鑑定人は科学的根拠に基づいた判断をすべきですが、証拠からいえることだけでなく、分からぬことや判断できないことについても明示することの重要性についても再認識しました。

全体質疑では多くの立場の方から発言がありました。裁判員裁判における法医学者の任務や検事あるいは弁護人の役割、解剖で採取した試料の保管方法や期間について、解剖鑑定ならびに鑑定書記載の標準化について、など多岐にわたる白熱した議論が交わされました。通常、法医解剖は捜査機関からの嘱託によって実施されるため、法医学者が弁護人と接触する機会は少ないので、公正中立な法医鑑定のためにも貴重な相互理解の良い機会となりました。

### ► 国際ワークショップ アンケート結果(抜粋)

#### 1.職種

- 医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師） 32名
- 法曹関係者（弁護士、検事） 7名
- その他（行政職、警察、海上保安庁等） 9名



#### 2.本ワークショップを何でお知りになりましたか？

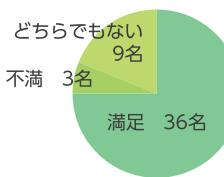
- メーリングリスト 22名
- 口コミ 9名
- 学内、社内掲示板 3名
- その他（ご紹介含む） 14名

学内、社内掲示板  
3名



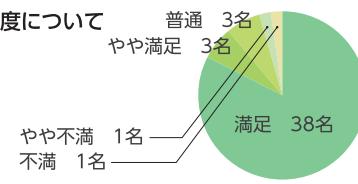
#### 3.今回の開催時期はいかがですか？

- ①満足 36名
- ②不満 3名（平日や秋頃の開催を希望）
- ③どちらでもない 9名



#### 4.本ワークショップ全体の満足度について

- ①満足 38名
- ②やや満足 3名
- ③普通 3名
- ④やや不満 1名
- ⑤不満 1名





第2部では、本プログラム受講生でもある本学医学研究科博士課程1年の田邊桃佳医師から、ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所での研修についての報告がありました。今回は5日間と短期の研修ではありましたが、研究所内での解剖に立会っただけでなく、講義や裁判の傍聴、生体鑑定への立会いの機会があったことが報告されました。ドイツ・ミュンヘンでは法医学が司法や行政と強く連携し、社会的に大きな役割を果たしており、それを早い段階で実感できたことは若い法医学者にとって貴重な財産になったと思います。

今回のワークショップでは過去最大の81人の参加がありました。法医学者だけでなく、医療関係者、捜査関係者、法曹関係者など参加者は多岐に及びました。法医実務の円滑な遂行のためには異職種、多職種の連携が必要であり、多機関における相互理解が求められます。今後もこのような企画を通して法医学者の育成事業を継続とともに、法医学の社会啓発に貢献していきたいと考えます。



## 5.一番印象に残った内容

- ・裁判員裁判制度を踏まえた現在の公判の動向について弁護士の立場からどのような点を公判の争点としていくのか分かりやすく、興味深く拝聴できた（警察官）。
- ・鑑定の記載表記の定型化等についてはとても興味深いと思った（弁護士）。
- ・日本語の表現の仕方により受け取られ方が変わるという内容がいちばん印象に残った（医師）。
- ・鑑定において何を求められているのか知ることができて有意義だった（医師）。
- ・法医機関によって鑑定書の記載の仕方が異なることが実際に法関係者の判断に影響を与えていた（医師）。
- ・鑑定の根拠となる生データ・ノートの保管の重要性について（薬剤師）。

## 6.法医鑑定に関する課題や問題

- ・児童虐待事件は被害者から供述を得ることが困難である場合も多く生体鑑定の重要度は増していると思われる（警察官）。
- ・再鑑定のための資料の保存は重要な課題と思うが、法制度や社会体制として考え

- ・なければ個々の大学や施設での対応では困難（弁護士）。
- ・鑑定の標準化について、とても必要性は感じるのだがどのように取り組み、学んでいたら良いか分からぬ（医師）。
- ・鑑定に限定せず、法医に関わる人間として責任を持って実務を行える資質を持った人材が必要だと考える（歯科医師）。
- ・鑑定書自体が法医関係者以外に分かりにくい記載になっていること（医師）。

## 7.今後開催してほしい企画・要望

- ・心臓、肝臓等臓器別の解剖手法について（医師）。
- ・生体鑑定、小児虐待についても議題として取り上げてほしい（医師、歯科医師）。
- ・死亡に至らなかった救命例について救急や小児科の先生の話を聞きたい（医師）。
- ・法医学に関する短期も含めた求人の提供企画と就業のための教育などのフォローアップ事業（医師）。

# 国際交流

## ドイツ・ミュンヘン大学との交流

ミュンヘン大学法医学研究所はドイツ国内でも伝統のある研究所であり、解剖業務だけでなく、虐待や性犯罪被害者に対する生体鑑定にも積極的に取り組んでいます。法医学者としての知識や技術だけでなく、法医学が福祉の一つとして機能しているミュンヘン大学から学ぶことは多いと考えています。

本学・本事業との連携も充実し、2019年3月には覚書の締結に至りました。2019年度はプログラム受講生2名、連携大学教員1名を研修・視察に派遣しました。

### ■2019年8月5-9日 プログラム受講生 田邊 桃佳

2019年8月5日から5日間、私はミュンヘン大学法医学研究所で研修を行いました。かねてから諸先生方より同研究所のお話を伺っており、日本よりも幅広い法医実務が行われている同研究所を見学できることを心待ちしていました。

現在、私は大学院1年次ですが、初期臨床研修医1年次も兼ねています。そのため5日間という短い研修となりましたが、法医解剖15件、検案2件、生体鑑定3件、裁判1件に立ち会えたほか、各研究室を見学し先生方からレクチャーを受けることもでき、同研究所での法医実務を概観することができました。研修終了後、大学院生および初期臨床研修医の双方の視点から本研修の意義について振り返りました。

まず大学院生としての本研修の意義ですが、ミュンヘンの法医学について以前から関心を持っていましたので、月並みな感想ではありますが、実際の施設や実務の様子を見学でき大変勉強になりました。5日間の研修では全体を概観するに過ぎなかったものの、日本に比べてドイツでは法医学が司法や行政と強く結びつき、社会的に果たす役割が大きいのだろうと感じました。次回は、かねてから関心のある生体鑑定、特に児童虐待や性的虐待などについて理解を深めることができればと考えています。

一方初期臨床研修医としての本研修の意義ですが、法医学を目指す者として臨床現場で学ぶべきことを明確にして初期臨床研修に励みたいと改めて感じました。これまで各診療科の知識や技術を学ぶことで、特に内因死や医療関連死の法医解剖で活かされうるだろうと思い、これこそが臨床を経験したうえで法医学の道に進むべき理由であると考えていました。加えて本研修で解剖が手際よく進む様子を見学しているうちに、所見を正確に取り、客観的な表現で述べられることが法医学者にとって極めて重要だなと気付きました。臨床現場であっても、診察の際に所見を正確に取り、客観的な表現で述べられるようになることが、将来の法医実務に活かされるかもしれませんと考えました。今後の初期臨床研修では特に診察に力を入れ、所見を正確に取り、客観的な表現で述べられるよう日々努力を重ねます。



### ■2019年12月1-21日 プログラム受講生 解良 仁美

私は2019年12月1日から21日にかけて約3週間、ミュンヘン大学法医学研究所で研修を行いました。同施設への訪問は3回目となり、研究所の方々には温かく迎えていただきました。

当研究所は年間約3000体の解剖を行う施設です。3台の解剖台で、1台につき1日最大4体、つまり1日最大12体の遺体が解剖されます。今回もそのうちの1台に配属され、3週間で40体（横浜市大法医学教室での約3か月分に相当）の解剖を見学しました。日本では経験しえないような症例が数多く、またこれまでの研修で経験する機会のなかった症例もありました。さらに先生方のご指導の下、見学だけでなく実際にメスを持ち、臓器の摘出をさせていただきました。同施設での解剖は摘出方法・使用器具・スピードが横浜市大でのそれと大きく異なるため非常に困惑しましたが、とても良い経験になりました。当然に見学すると実際に自分で行うのとでは雲泥の差です。諸先生方と比べて自身の技量の低さ・手技の遅さに愕然とし、また摘出方法や器具の違いによるメリット・デメリットを考える貴重な機会となりました。

また、研究所では医学教育に力を入れている点も印象的でした。研究所の大講堂には解剖台と遠隔操作のカメラ、スクリーンが設置されており、解剖を実際に行いながら医学生に解説をする、という座学の講義がありました。講義には担当刑事も同席し、死亡者の生活歴や解剖に至った経緯などを共有しながら、医学生に一連の解剖過程を見せていました。日本にはそのような授業や設備はなく、解剖の頻度が少ないこともあり、法医解剖を一度も見たことない医師が多く存在します。この点においてドイツは非常に恵まれており、日本でも何らかの形で導入出来たらと感じました。

解剖だけでなく、外来診察（生体鑑定）も8例見学することができました。中でも身体的虐待が疑われた黒人男児の診察は印象的でした。黄色人種が大部分を占める日本において、黒人の外表損傷を見ることはほとんどありません。しかし、今後さらなる国際化に伴って日本でも診察する可能性があると思われます。また普段ほとんど診ることがない小児や成人女性の外陰部診察にも立ち会い、将来要求される知識や経験を再確認するに至りました。

また、昨年に引き続き、解剖や診察のない時間に頸部器官の剖出・精査を行いました。これは解剖時に摘出された頸部器官から筋などの軟部組織をすべて取り除き、舌骨・甲状軟骨・輪状軟骨・気管軟骨を観察する手技です。実体顕微鏡を用いながらの作業のため、鍛錬が必要なうえ、骨折がある場合はどのように頸部へ外力が加わったのかを推察する必要があります。昨年と同様に指導を受けながら手技を進め、さらに今回は実際に頸部への外力が死因となった症例も担当しました。その症例では甲状軟骨と輪状軟骨に骨折があり、骨折部位に余計な負荷がかからないよう、より注意深い繊細な作業が要求されました。一朝一夕にはいきませんでしたが、益々経験を積んで技術を習得したいと思います。

全体を通して、今回は昨年の研修と比較してより一步踏み込んだ研修となったように感じました。同研究所で昨年と同期間研修をしていても学ぶことが非常に多くあり、充実した3週間でした。研修を受け入れてくださった先生方の温かい人柄と熱心なご指導があったからこそだと思います。



## ■2020年1月13-24日 琉球大学法医学教室 教授 二宮 賢司

横浜市立大学大学院医学研究科法医学講座の井濱教授ならびに、ミュンヘン大学法医学研究所のGraw教授のご厚意により、2020年1月13日から24日の2週間、ミュンヘン大学法医学研究所の施設見学の機会を得ました。かねてより話は聞いていたものの、解剖手技そのもののみならず、研究所の規模の大きさや、体系立てられた実務機関としての在り方もまた興味深いものでした。日本においては、各都道府県に少なくとも一つずつ大学の法医学講座があるものの、それらはあくまで大学の一基礎講座であり、法医実務をどの程度、またどの様に行うかは各講座に委ねられています。ドイツにおいても、各研究所間である程度の差異は見られるとのことでしたが、少なくとも研究所自体や、捜査機関をはじめとする社会全体にとって、研究所が法医実務を行うことが前提となっている、言うなれば社会制度に組み込まれていると感じました。

このような、ある地域における法医実務を行う施設の在り方は、その地域での法医学の人材確保という点からも重要であると考えられます。日本、特に地方においては、法医実務のためのポジションや働き方の選択肢はほとんどないのが現状です。法医実務が社会で果たす役割が理解され、社会のリソースを割く価値のある分野との評価を得なければ、人を集め設備を整えることは難しく、学問としても実務機関としても発展は望めません。この点、日々法医学関連の仕事をしている者として、地域の需要に応えるのみならず、より広く業務内容への理解を得る努力をする必要があると感じました。

今回、ドイツの法医学研究所を見学させていただき、実務手技そのものから業務管理など運営のことまで大変参考になりました。他地域での法医実務の在り方を知っておくことは、後進を指導する際にも若手の、また自らの視野を広げるという点で非常に重要であると思います。

# 活動実績

## 2019年5月

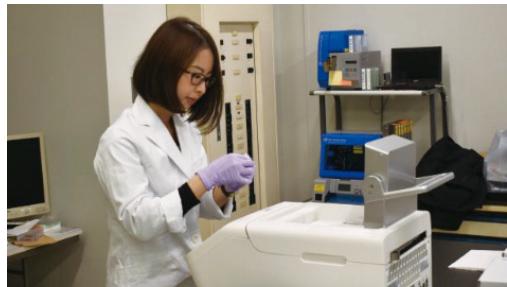
- 第8回神奈川  
こども虐待勉強会

## 2019年6月

- 東京女子医科大学  
特別講義・  
法医学セミナー
- 第103次  
日本法医学会  
学術全国集会
- 男女共同参画  
シンポジウム  
開催協力  
(東北大学  
舟山教授 主催)

### ■4月 新規プログラム受講生受入

本プログラム2人目の受講生を受け入れました。田邊さんは、最初の2年間は研修医として、初期研修に励みながら並行して大学院博士課程で研究を進めています。



#### 受講生の声

多忙な日々ではありましたが、各連携大学での解剖実習や国際ワークショップにも積極的に参加できるよう、大学として様々な配慮がなされ、学修を進めることができました。

### ■6月 第103次日本法医学会学術全国集会 (6月14日 仙台サンプラザホール)

本事業の受講生ならびに今後法医学を志す研修医とともに、仙台で開催された法医学会学術全国集会に参加しました。本学会は全国の法医学者が集まる最大規模の学会であり、様々な研究領域の法医学者が一同に会する年一回の機会となっています。社会医学の一領域である法医学は地域・社会に近接した学問であるが故に、実務的にはもちろん研究面においても地域による相違が大きいことが特徴です。法医学者を志す若い医師が、様々な地域の法医学者と触れ合うことによって、法医学の幅広さを知るとともに、自分に合う大学講座を探す貴重な機会になると 생각ています。

若い医師を本学会に参加させたことは、法医学を志す受講生がより具体的な将来像を描けただけでなく、進路の一つとして法医学を考えている研修医にとっても自身の将来を考える貴重な機会となったものと考えます。



#### 参加者の声

##### ●医学研究科 法医学 (大学院3年)

私がこれまでに参加した同学会では、発表を拝聴することがほとんどでしたが、今回は1・2年次に行った研究の成果をポスター発表しました。発表に際し、沢山の指導やアドバイスを受けてポスターを作成することができ、非常に良い経験となりました。また発表を見てくださった他大学の先生方から質問やご指摘をいただき、新たな視点に気付くことができました。今回の学術集会では男女共同参画を目的としたシンポジウムも開催され、今後大学院生として、また卒業後のライフプランを検討する上で非常に有意義な時間となりました。学術集会を通して得た経験を活かし、研究・勉学に引き続き励んでいきたいと思います。

## 参加者の声

### ●医学研究科 法医学（大学院1年、初期研修1年目）

本学会では「法医学領域における女性研究者のワークライフバランス」というシンポジウムがあり、自身の今後のキャリア形成を考える大変良い機会となりました。シンポジウムでは複数の先生方のワークライフバランスを知ることができ、その後のランチョンセミナーではより多くの女性法医学者の先生方の声を伺うことができました。私は今年度から大学院で法医学を専攻しています。まずは大学院生として法医学の実務と研究に注力して参りますが、同時に今後どのような立場から法医学で働いていきたいか、様々な先生方をロールモデルにしながら考えを深めたいと思います。

### ●横浜市立大学附属病院（初期研修2年目）

日本全国の法医学教室の基本的業務から、最新の研究に至る様々な講演やポスター発表に触れる大変貴重な機会でした。特に男女参画シンポジウム「法医学領域における女性研究者のワークライフバランス」にて医師だけでなく、様々な資格や知識を持ちそれぞれの研究室で第一線として働く女性研究者の働き方や家庭との両立への工夫などを聞けたことは、同じ女性の立場として大変勉強になりました。法医学に携わり仕事に情熱を持って働く方々に出会えた大変有意義な機会となったことを関係者皆様に感謝いたします。

### ●横浜市立大学附属病院（初期研修2年目）

講演ではAiや法医病理、DNAなど多岐にわたる分野での最新のトピックに触れ、今後研究に携わる者としての具体的なビジョンが見えました。また、会場では様々な大学の先生方と具体的な仕事のリズムや展望、公私含めた生活面についてお話をさせていただく機会があり有意義な時間を過ごすことができました。今回のこの経験は今後の自らのキャリアを考えていく上で、非常に貴重な機会でした。

## 活動実績

### 2019年8月

- プログラム受講生  
ミュンヘン大学派遣
- 第2回神奈川4大学  
医学部法医学勉強会



### ■8月 第2回神奈川4大学医学部法医学勉強会 (8月24日 横浜市立大学福浦キャンパス)

本勉強会は、事例検討や研究紹介などを通じて相互の連携強化を図ることを目的として開催しています。本学からは「臨床法医学センター」の設置についての説明を行い、運営の理解を求めるとともに、全県的な協力体制の要請をお願いしました。人材交流や技術交流のための貴重な機会となりました。

また、将来的には県内4大学が連携大学となって、本プログラムを継続していくことについても検討しました。

### 2019年9月

- 第2回日本法医  
病理学会学術  
全国集会

### ■9月 第2回日本法医病理学会学術全国集会 (9月6-7日 鹿児島市民文化ホール)

今回、鹿児島で開催された日本法医病理学会では一般演題に加えて「児童虐待を考える」というシンポジウムが行われました。シンポジウムでは、法医学者だけでなく、小児脳神経外科医、小児科医、眼科医、歯科法医学者からみた児童虐待についての講演がありました。児童虐待は単一の診療科で対応できるものではなく、重症例やハイリスク症例であればあるほど、多くの専門家の連携が重要になります。今回のシンポジウムでは、それぞれの領域における知見や現状についての紹介を通して率直な議論が交わされ、受講生にとっても貴重な勉強の機会となりました。

### 2019年10月

- 臨床法医学  
センター開設

# 活動実績

## 2019年11月

- 第65回日本病理学会秋期特別総会
- 第10回医学部生のための九州法医学合同ワークショップ

## 2019年12月

- 法医鑑定に求められる法学に関するワークショップ開催
- プログラム受講生 ミュンヘン大学派遣

## 2020年2月

- 神奈川県立こども医療センターでの実習

## 2020年3月

- 琉球大学での法医実務研修

## ■11月 第65回日本病理学会秋期特別総会 (11月8日 つくば国際会議場)

本シンポジウムでは、平成29年度基礎研究医養成活性化プログラムに採択された5大学の代表者からそれぞれの取り組みやプログラムの進捗状況が紹介されました。本プログラムについては「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業について」と題し、これまでの本学の取り組みについて紹介しました。全国に5000名いる病理医に対して、法医学者は150名余であり、死因究明等推進基本法などを受けて、法医学者育成が急務であると再認識しました。

## ■2月 神奈川県立こども医療センターでの実習 (2月3-7日 神奈川県立こども医療センター放射線科)

近年、多くの施設で死後CTが実施され、法医画像診断の重要性が増しています。県立こども医療センターの相田先生のご尽力により、放射線科専門医から法医画像診断に関して直接ご指導いただく貴重な機会をいただきました。



### 参加者の声

#### ●医学研究科 法医学 (大学院1年、初期研修1年目)

私は以前から小児虐待に関心があり、法医学的な視点から小児虐待に関する研究や実務に取り組んできました。これまで被虐待児の生体鑑定に立ち会い、損傷所見の取り方や記録方法、受傷機序や時期を推定することについて実例をもとに学んできました。小児虐待が疑われる症例では、生体鑑定のみならず画像診断も重要な証拠になりますが、小児の画像診断は専門性が高く、専門家が少なく、興味を持ちつつも系統的に学べる機会はありませんでした。今回は神奈川県立こども医療センターでの研修を許可していただき、小児放射線科医である相田典子先生から、虐待が疑われる小児の画像診断について直接ご指導いただくことができました。

児童虐待の対応のためには多職種の連携が必要不可欠です。虐待が疑われる小児の鑑定では、法医学者は損傷をもとにした診断、放射線科医は画像をもとにした診断が求められます。各々の職種がそれぞれの強みを活かして連携することは重要ですが、法医学者も小児虐待に関する画像診断の知識を身につけることは必要であると考えます。本研修で学んだ読影知識は、これから法医学者として生体鑑定をする際に大いに役立つと感じました。

## ■3月 琉球大学での法医実務研修(3月2-6日 琉球大学)

法医実務は地域の社会環境や自然環境に影響を受けるため、大学によって取り扱う症例には差異があります。多彩な症例を経験することは法医学者の財産であり、他地域の法医実務経験は鑑定の幅を広げる上で重要なトレーニングとなります。

### 参加者の声

#### ●医学研究科 法医学 (大学院3年)

まず前回訪問時(2018年11月)と比較して、私自身が検案業務を行うようになったこともあり、琉球大学での解剖・検案見学は非常に有意義なものでした。諸先生方の診察や手技を改めて見学すると、自然と自身の達成度が見える上に、各症例についてご意見を伺うと、異なる考察や鑑別疾患、知見が得られました。研修中の解剖症例数はあまり多くありませんでしたが、一方で各事例の症例検討に時間を割くことができたため、とても勉強になりました。ぜひ次回は更に経験を積んだ上で訪問し、新たな目線で研修ができたらと思います。

## 参加者の声（続き）

また滞在中、以前解剖された症例について警察署で再現実験が行われることとなり、見学の機会に恵まれました。現場の状況や解剖結果から死因は想起できるものの、本当に死亡事故が起こりうるのか、実験での証明が重要でした。警察署の方々は熱心に一日がかりで実験をされており、事例への関心の高さが伺えたのと同時に、警察と法医学的良好な関係性も垣間見えました。警察だけでなく様々な職種の方と連携して死因究明や社会貢献に努められればと再認識しました。

琉球大学では比較的年齢の若い先生方が活躍されているため、症例経験の他にも自身の将来像や現在の問題点、それに対する解決策を得る大変貴重な機会となっています。

## 活動実績

### Topics

#### ■2019年4月～ 他領域（微生物学教室）との連携による研究支援

本プログラムでは適切な法医実務を遂行できる実践力に加え、高いリサーチマインドをもった法医研究者の育成を目指しています。法医学者には法医解剖や生体鑑定など法医実務は多岐にわたり、実務における死因の判断や受傷機序の解明には基礎的な法医学的研究が不可欠です。いまでもなく、現在の法医学知識は過去の基礎医学研究が礎となっており、さらに法医実務に即したものとして進歩・発展させていくためには基本的な研究技術や知識の習得が求められます。

そこで当研究室では、小児突然死と感染症の関連についての研究を進めています。小児の突然死の原因には乳幼児突然死症候群（SIDS）やReye症候群などが知られていますが、確定診断が難しいものの感染症も重要な原因の一つとされています。一般に、感染症の診断は採取検体（血液や血清、髄液など）に対する細菌やウイルス学的検査を実施することによって診断します。一方、小児、特に乳幼児については体が小さく、採取可能な試料の量が限られるため、必要な検査を行うことが困難な場合が少なくありません。特に外注による微生物学的検査では多くの検体が必要となり、十分な検査が実施できないことがあります。

本研究はリアルタイムPCRを用いることで少量の検体から複数のウイルスを同時に検出する方法を検討しています。リアルタイムPCR法によるウイルス学的検査は、迅速で検出感度や特異性が高く、昨今話題となっている新型コロナウイルス（COVID-19）の検出にも用いられている優れた方法です。本研究を遂行するにあたっては、ウイルス感染症に関する多くの知見を持ち研究成果を上げている本学微生物学教室と連携して、より実用性の高い、最新の方法を確立することを目的としています。その目的のために、2019年度は分子生物学的研究に必要なリアルタイムPCR、安全キャビネットなどの実験機器を導入して、研究環境の充実化を図りました。



安全キャビネット



リアルタイムPCRとサーマルサイクラー

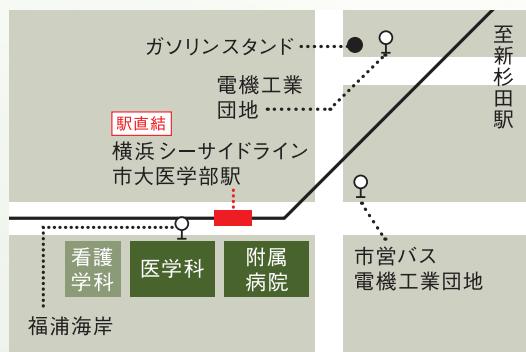
#### ■2019年10月 臨床法医学センター設置

超高齢化社会に伴う多死社会や複雑化する犯罪などを背景として死因究明のための体制強化として、2020年4月から死因究明推進基本法が施行されます。本学では法医学にかかる多様な社会的要請に対応することを目的として、2019年10月1日に臨床法医学センターを設置しました。本センターでは市民が安心して最期を迎える社会の実現のために死因究明体制を整備するとともに、各種行政機関との連携のもと被虐待児の生体鑑定などにも対応します。また若い法医学者や学生が検案や解剖、生体鑑定などを学ぶ実践機関となることを目指しています。



死後画像診断用CT

## Access



 公立大学法人 横浜市立大学

福浦キャンパス 〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9

プログラム事務局 医学教育推進課 045-352-7968



プログラムホームページ